

# 推進法改正に関する検討会合の要点

## **1. サプライチェーン強靭化**

**①特定重要物資の供給に不可欠な  
役務に関する措置**

# 特定重要物資の供給に不可欠な役務に関する措置

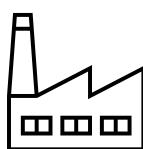
## 「物資の供給」の考え方

- 現行法は、物資の「安定的な供給の確保」を目的とし、要件を満たす物資(①外部依存性、②供給途絶蓋然性、等)を「特定重要物資」に指定し、供給確保の手法として生産、備蓄、リサイクル等の取組を支援。主に物資の確保が念頭。
- しかし、物資の供給を完遂するためには、物資そのものの生産等だけでなく、物資が必要な場所で使用できる状態にする必要がある。
- したがって、「物資の確保」には問題がないが、「物資が必要な場所で使用できる状態にする取組」に「①外部依存性」と「②供給途絶蓋然性」がある場合にも、「特定重要物資」として指定・支援する必要があるのでないか。

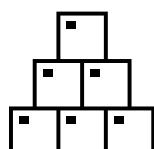
## 物資の供給

物資が必要な場所で使用できる状態にすることで、物資の供給を完遂する。

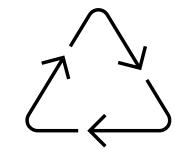
### 物資そのものの確保



生産



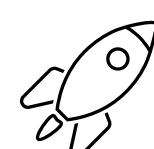
備蓄



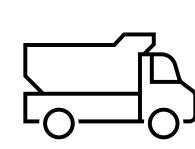
リサイクル 等



物資の敷設



物資の打上げ



物資の特殊輸送 等

### 物資が必要な場所で使用できる状態にする取組

#### 現行法が主に想定する取組

→物資そのものを外部依存等している場合に、  
特定重要物資として指定可能

#### 現行法で明記されていない取組

→これらの取組が外部依存等するだけでは、  
特定重要物資としての指定はできない

## 現在の措置と課題

- ✓ 重要な物資の安定供給確保を図るため、12の物資（特定重要物資）を指定し、民間事業者の生産基盤強化や備蓄等の取組を支援（予算総額2.4兆円）。
- ✓ 一方、光海底ケーブルの敷設役務など重要な物資の「供給に不可欠な役務」を外部依存することにより、物資（物資に期待される機能の発揮を含む。）の安定供給が脅かされるおそれがある。



## 論点

- ① 重要な物資の「供給に不可欠な役務」を物資にひも付けて支援する必要があるのではないか。
- ② 重要な物資の「供給に不可欠な役務」として、光海底ケーブルの敷設のほかにどのようなものが考えられるか。  
(例) 人工衛星の軌道投入役務としての射場の整備など
- ③ 物資の「生産」を所管する大臣と「役務」を所管する大臣が異なる場合も、両大臣が連携してしっかりと対応すべきではないか。  
(例) 光海底ケーブルの場合、ケーブルの製造については経済産業省、ケーブルの敷設は総務省の所管であり、製造・敷設の両面で外部依存性が認められる場合、双方に対応しなければ、物資の安定供給確保が担保されない。
- ④ 「役務」の場合、取組目標の定量的な設定などにおいて特に配慮すべき点はあるか。  
(例) 工作機械の生産基盤強化の場合、「2025年に8万台/年、2030年に11万台/年の生産能力の強化」を目標としているが、役務の場合はどういうに定量的な目標の設定が可能か。

# 特定重要物資の供給に不可欠な役務に関する措置（2）方向性

## 物資の機能発揮に必要な役務の例：光海底ケーブルの敷設

- ・ 国際通信の99%は光海底ケーブルを経由していることから、光海底ケーブルは我が国の経済活動に必要不可欠な物資であるが、その機能の発揮には海底ケーブル敷設船による敷設（役務）が必要である。
- ・ 仮に国内の光海底ケーブル敷設船が不足することにより、敷設役務を過度に外部依存する状況において、これが途絶すれば、結果として海底ケーブルの通信機能の発揮が損なわれる。



光海底ケーブル



光海底ケーブル敷設船

## これまでの主な議論等

- 物資の供給に必要な役務はリスクが大きいものの、現状、対策が行われていない。海底ケーブルの敷設についても、海外は政府が相当程度支援しているが、日本は民間が対応している。
- 役務については、推進法の第2章サプライチェーンパート、第3章インフラパートのどちらで対応するのか。

## 考えられる方向性

- サプライチェーン強靭化支援の対象に、重要な物資の供給に必要な「役務」を含める。

## 特定重要物資の供給に不可欠な役務に関する措置

- ✓ 役務に関する措置について、対応の方向性に賛同（複数の委員から同旨のコメントあり）。
- ✓ 広く役務の安定提供確保について、大きな視点に立って必要性を検討していくべき。
- ✓ サプライチェーン強靭化支援の対象に、経済安全保障上重要な物資の供給に必要な「役務」を含めることは妥当。
- ✓ 重要な物資の供給に必要な「役務」としては、例として挙げられた海底ケーブルの敷設役務、ロケットの打上げ役務以外にも、物資の維持、保守、修理なども含まれるのではないか。
- ✓ 他国においても特定重要物資に関連した役務支援を行っている実態があることを認識することが重要。
- ✓ 制度所管としての内閣府の主導の下、物資の「生産」を所管する大臣と「役務」を所管する大臣が異なる場合であっても、省庁間で連携し、サプライチェーンのリスクがどこにあるのかをしっかりと把握した上で、対応すべき。

## **1. サプライチェーン強靭化**

**②安定供給確保に支障が生じるおそれがある場合の措置**

## これまでの主な議論等

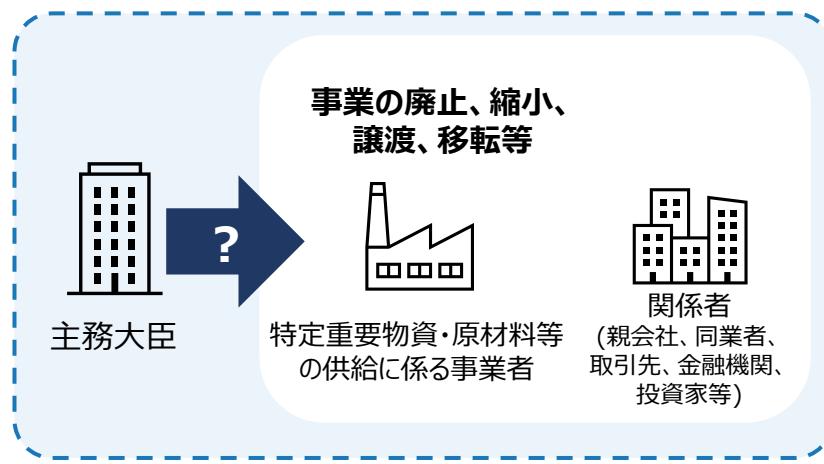
- 中小企業中心に懸念国からの買収危機も報告されている。特定重要物資等の安定供給確保に支障が生じるおそれがある場合、国が民間に代わって重要な物資の安定供給を実施することも一案であるが、企業が主体的に生産能力を維持するための環境整備を行ってはどうか。
- 業界の市場動向や投融資先の日々の活動に関する様々な情報を持ち、市場合理性とともに経済安全保障の確保に価値を見出す金融機関等と連携することも重要。

## 特定重要物資の安定供給確保

平時



支障が生じるおそれ



困難



※Government-Owned, Contractor-Operated (国有施設民間操業)

## 考えられる方向性

- 特定重要物資等の安定供給確保に支障が生じるおそれがある場合に、適切な対応が行えることを明確化する。

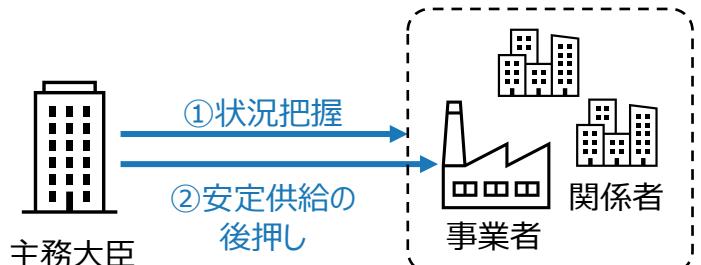
計画認定を受けていない事業者に関する措置**現行**

特定重要物資等の安定供給確保を図ろうとする  
**事業者が自発的に供給確保計画を申請。**

**論点**

特定重要物資等の安定供給に支障が生じるおそれがある場合には、

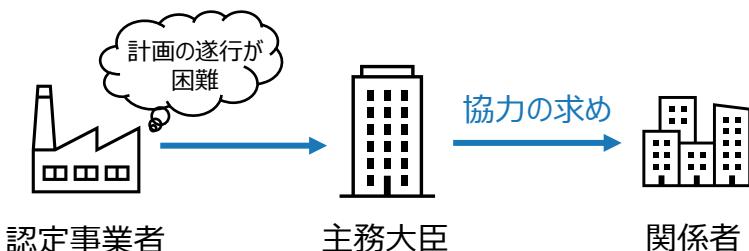
- ① **主務大臣が、事業者や関係者から状況を把握する必要があるのではないか。**
- ② ①の結果、必要があれば、主務大臣が、推進法に基づく認定・支援制度の活用により、**安定供給確保に向けた取組を後押しすべきではないか。**

計画認定を受けている事業者に関する措置**現行**

計画認定を受けた**事業者が、独立で計画に基づく取組を遂行**することが基本。

**論点**

- ③ 認定計画の実施が困難となるおそれが生じた場合には、**主務大臣が、関係者に必要な協力のお願いを行うなど、計画遂行のため対応すべきではないか。**

**その他**

- ④ 上記措置の実効性を担保するためには、**主務大臣、事業者、関係者の連携・協力が必要**ではないか。**「関係者」としてどのような者が想定されるか。**  
(例：親会社、同業者、取引先、金融機関、投資家など)
- ⑤ GOCOのような**国が自ら行う措置の前段階として、適切な手法**として何があるか。

# 安定供給確保に支障が生じるおそれがある場合の具体的措置

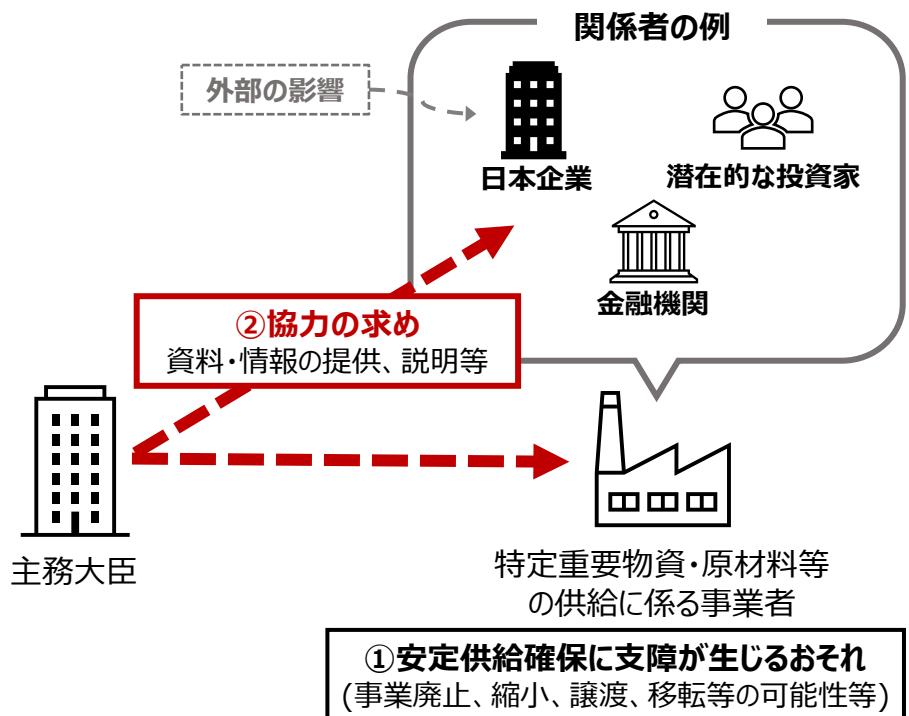
## 1. 特定重要物資等の供給に係る関係者の不断の連携と協力

**主務大臣、特定重要物資等の供給に係る事業者、その他の関係者が、特定重要物資等の安定供給確保のため、相互に連携を図りながら協力するよう努めることとしてはどうか。**



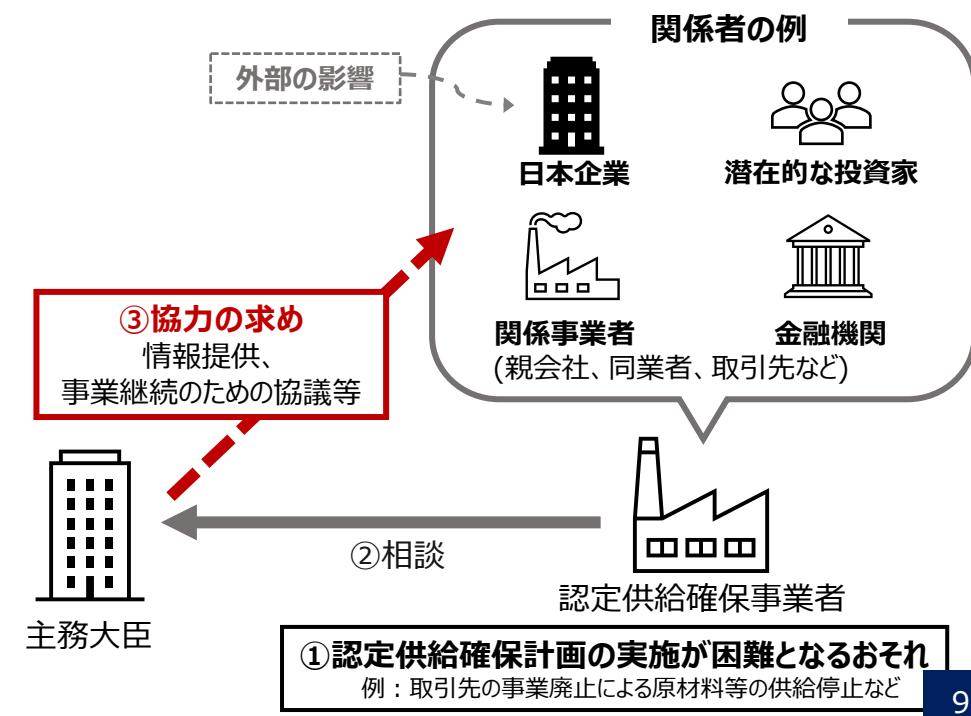
## 2. 特定重要物資の供給に係る情報収集

特定重要物資等の安定供給確保に支障が生じるおそれがある場合(事業の廃止、縮小、譲渡、移転など)、主務大臣は広く関係者に対し(潜在的な投資家、企業、金融機関など)、状況を把握するため必要な協力の求め(情報提供や説明の依頼など)ができることとしてはどうか。



## 3. 認定計画の実施のための協力求め

認定計画の実施が困難となるおそれがある場合、(事業者からの相談を受けて)主務大臣は関係者に対し(潜在的な投資家、企業、金融機関など)、安定供給確保のために必要な協力の求め(情報提供、協議、投資の延期・見直しの要請等)ができることとしてはどうか。



## 安定供給確保に支障が生じるおそれがある場合の措置

- ✓ 安定供給確保に支障が生じるおそれがある場合の措置について、対応の方向性に賛同（複数の委員から同旨のコメントあり）。
- ✓ これまでも政府は設置法等に基づいて企業とコミュニケーションを行ってきたが、そうした正当な意思疎通が指摘を受けた例もある。推進法上に関係者からの情報収集や必要な協力求めの根拠を置くことは極めて重要である。
- ✓ 安定供給確保に支障が生じるおそれは、事業者自身による廃業や移転によるとは限らず、不可欠技術を狙う買収者や、原材料サプライヤーの廃業など、多岐にわたり得る。また、事業者自身よりも、金融機関の方が状況をよく把握できている場合もある。このため、状況に応じてなるべく広く関係者に情報提供や協力を求められることが望ましい。
- ✓ 国際的な価格競争にさらされる中、サプライチェーン強靭化の観点からは、供給側の努力のみならず、受け手である需要側にも目配りしていくべき。
- ✓ 現行法第48条に基づく事業者からの報告徴収規定が努力義務であることも踏まえて、関係者からの情報収集や協力求めの規定の重さは法律上バランスのとれたものとして検討すべき。
- ✓ 中小企業に関連したサプライチェーン分断も生じ得るため、中小企業施策ともよく連携して対応すべき。
- ✓ 制度改正に際しては、当然のことながら、国際約束に留意すべき。

## **2．基幹インフラ役務の安定提供**

### **①医療分野の追加**

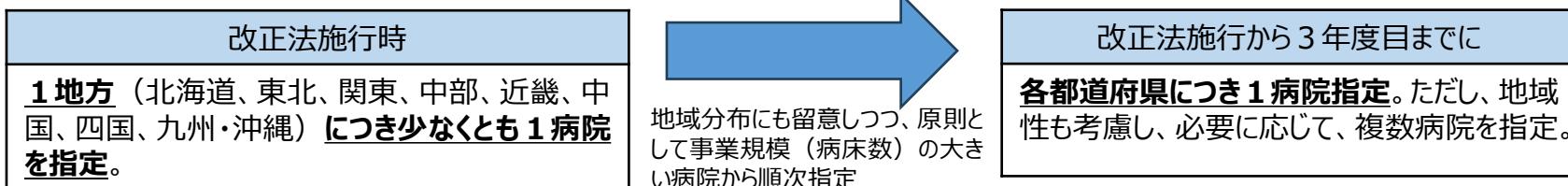
# 基幹インフラ制度への医療分野の追加について（医療機関）

## 対象医療機関の範囲について（案）

- 対象医療機関の範囲については、特定社会基盤事業者の指定基準の考え方である事業規模（病床数等）及び代替可能性（地域医療において果たす役割や医療提供能力、広域な観点の医療機関機能等）のほか、救急医療や災害医療の拠点及びそれらのバックアップとしての役割などの観点から総合的に検討を行った結果、地域における最後の砦としての機能を有する特定機能病院を念頭に指定することとする。

特定機能病院の概要	考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>高度な医療の提供能力等を有する病院</b>として、医療法に基づき、厚生労働大臣が承認。</li> <li>・ <b>88病院（うち大学附属病院79病院）</b>（令和7年4月時点）</li> <li>・ 400床以上、16以上の診療科、集中治療室等の構造設備、高度な研究等が要件。</li> <li>・ <b>救急医療や災害医療の拠点</b>としての役割を担っている。</li> <li>・ 「新たな地域医療構想に関するとりまとめ」において、大学病院本院は、「広域な観点で担う常勤医師や代診医の派遣、医師の卒前・卒後教育を始めとした医療従事者の育成、<u>広域な観点が求められる診療</u>」を総合的に担うとされている。</li> <li>・ 通常よりも多くの医療従事者を配置（<u>人員配置基準もその他の病院より高い</u>）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業規模（多くの病床等を抱え、多くの入院患者に医療を提供できる）400床以上、16以上の診療科、その他の病院よりも高い人員配置基準を満たすこと等が承認要件であり、<u>1病院当たりの事業規模が大きい</u>。 (参考) 一般に1病院の平均病床数は182床（令和5年医療施設調査）、特定機能病院の平均病床数は823床（同調査に基づき医政局において集計）</li> <li>○ 代替可能性（他の病院では代替困難な医療を提供できる） <u>高度な医療の提供能力</u>（集中治療室等の構造設備を含む）、<u>高度な研究</u>に加え、救急救命センターや災害拠点病院も含めた<u>地域の医療機関への広域な観点でのバックアップ機能</u>を担っている。また、特定機能病院自身も<u>救急医療や災害医療の拠点として一定の役割</u>を有しており、地域における最後の砦としての機能を担っている。</li> </ul>

- 具体的に指定する病院は、各特定機能病院の事業規模、広域な観点の医療機関機能のほか、救急医療や災害医療に果たす能力などを踏まえ選定する。また、既存分野と比較し、事業規模が小さい事業者を対象とするため、十分な準備期間を確保する等の観点から、以下のように地域性を考慮しつつ段階的に指定範囲を拡大することを想定。



# 基幹インフラ制度への医療分野の追加について（医療機関）

## 医療機関における特定重要設備について（案）

- **特定重要設備については、当該設備が停止した場合の社会的混乱の規模や、患者の生命に直結するか否か等の観点から検討を進めており、電子カルテ、手術部門、集中治療部門に関連する設備**から指定する方向で引き続き精査する。

特定重要設備の候補	概要
電子カルテに関する設備	診療録を中心とした患者情報の記録・参照などに利用するもの。
手術部門に関する設備	主として外科的処置が必要な患者に対して全身麻酔等を行なながら手術を実施するとき等に利用するもの。
集中治療部門に関する設備	手術後の患者や全身状態が悪化した重症患者等に対して、診療密度が特に高い医療を提供するとき等に利用するもの。

## （参考）厚生労働省における医療機関のサイバーセキュリティ確保の取組

- ・安全管理ガイドライン等に基づき、サイバーインシデントや災害時を含む非常時を想定した事業継続計画（BCP）を整備
- ・医療情報システムに関する安全管理ガイドラインの策定と医療機関への周知
- ・医療機関の管理者が遵守すべき事項にサイバーセキュリティの確保を位置付け、医療法に基づく立入検査において確認  
医療機関が優先的に取り組むべき事項についてチェックリストを作成
- ・医療機関における人材育成を趣旨とした研修の実施、インシデント初動対応支援（専門家を派遣する仕組み）の構築・実施（委託事業）
- ・医療セプター等を通じた脆弱性情報等の共有
- ・G-MISを用いた医療機関への定期調査の実施
- ・医療機器の満たすべき基準としてサイバーセキュリティ対策の実施を規定
- ・医療機関におけるサイバーセキュリティ確保事業 等

## 支払基金の医療DXに関するシステム

### ○全国医療情報プラットフォームの構築等

- ・ 現状、オンライン資格確認等システム・電子処方箋管理サービスが稼働。
- ・ 医療DX推進に関する工程表（令和5年6月医療DX推進本部決定）に基づき、今後、オンライン資格確認等システムを拡充し、電子カルテ共有サービスの運用を開始する。

### ○これらのシステムを運営する社会保険診療報酬支払基金の現行のセキュリティ対策

- ・ 「IT調達に係る調達手続等に関する関係省庁申し合わせ」において示された基準に準拠した調達、システム開発の実施
- ・ 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策の運用等に関する指針」等に準拠した情報セキュリティポリシーの策定
- ・ 厚生労働省による監査、NISC（現NCO）と連携したペネトレーションテスト等の実施に関する助言を実施  
※ 外部サービスを利用した情報システムの導入・構築時の対策等を示しており、我が国の外部から妨害されるリスクも含めて適切に対応
- ⇒ 政府機関に求められる取組に準拠した方法でセキュリティ対策を実施。また、セキュリティ対策について国が直接関与。

### ＜今後の方針＞

- **社会保険診療報酬支払基金**は、主に診療報酬の審査・支払業務を行っているが、**医療DXの推進に当たって中心的役割を果たし、電子カルテ情報共有サービス、電子処方箋管理サービス、オンライン資格確認等システムの開発・運用主体となる予定**。これにより、多くの医療情報が集積され、医師による診療に活用されるなど、より質の高い医療の提供に繋がる。
- 医療DXが普及・浸透していくことを踏まえると、電子カルテ情報共有サービス・電子処方箋管理サービス及びその基盤となるオンライン資格確認等システムが停止した場合、**医療機関や薬局で円滑な診療・服薬指導等の安定的な医療の提供に支障が生じ、「広範囲又は大規模な社会的混乱」が生じると**考えられる。
- そのため、**社会保険診療報酬支払基金**を特定社会基盤事業者とし、**電子カルテ情報共有サービス、電子処方箋管理サービス、オンライン資格確認等システムに係る設備**を特定重要設備とすることを念頭に制度改正に向けた検討を進める。

# 御議論いただきたい事項

- 個別の医療機関及び支払基金を基幹インフラ分野に追加するためには、経済安全保障推進法において、基幹インフラ制度の対象となる事業であることを規定する必要がある。
- 本分科会においては、医療分野を基幹インフラ制度に追加するに当たって、**特定社会基盤事業者や特定重要設備として想定しうるものや、今後主務省令でこれらを具体的に検討していくための基本的な考え方**について御議論いただきたい。(以下の事項)

(注) 特定社会基盤事業者の指定基準や特定重要設備は、主務省令に定める事項である。なお、港湾分野を追加した際は、令和6年5月17日に改正法が公布された後、令和7年1月に省令のパブリックコメントを行い、令和7年4月1日に施行した。その後、事業者指定に係る手続期間及び6か月の経過措置期間を経て、令和7年11月2日から届出義務の適用が開始した。

## 1. 個別の医療機関について

- (1) 特定社会基盤事業者の指定基準の考え方である事業規模及び代替可能性の観点に照らし、
  - ・ 医療法等に基づき、400床以上の病床や16以上の診療科、その他の病院よりも高い人員配置基準を満たすこと等が特定機能病院の承認要件とされており、事業規模が大きいこと、また、
  - ・ 高度な医療の提供能力を有し、救急医療や災害医療の観点も含め広域な医療機関機能を担い、代替困難なことから、こうした地域における最後の砦としての機能を有する**特定機能病院を念頭に指定すること**について、どう考えるか。
- (2) **具体的に対象病院を選定するに当たって考慮すべき観点は何か。** 例えば、事業規模（病床数等）、地域分布、広域な観点の医療機関機能のほか、救命医療・災害医療に果たす能力等の観点も踏まえて検討することについて、どう考えるか。
- (3) 既存分野と比較し、事業規模が小さい事業者を対象とするため、十分な準備期間を確保する等の観点から、**地域性を考慮しつつ段階的に指定範囲を拡大すること**について、どう考えるか。
- (4) 特定重要設備として、医療機関の役務を安定的に提供する上での役割・重要性や特定妨害行為の手段として使用されるおそれの観点から、どのような設備を対象とするか。**例えば、設備が停止した場合の社会的混乱の規模や患者の生命に直結するといった理由から、電子カルテ、手術部門、集中治療部門に関連する設備を候補**としてはどうか。

## 2. 支払基金について

- (1) **電子カルテ情報共有サービス、電子処方箋管理サービス、オンライン資格確認等システムに係る設備を、特定重要設備とすること**について、どう考えるか。

## 基幹インフラ制度への医療分野の追加

### ○特定社会基盤事業者として想定する医療機関について

- ✓ 特定機能病院を念頭に指定することについて賛成。

### ○医療機関の指定方法について

- ✓ 段階的に指定する方向性でよいと思うが、具体的な指定については地方性も強いので、状況を丁寧に吸い上げる場を作り、どのような支援ができるかを含めて時間をかけて進めてほしい。
- ✓ 事業者の指定に当たっては、地域性も考慮して、例えば過疎地域でドクターヘリが何分以内に来られるかということも考慮してほしい。こうした要素は数値基準で決めることが難しく、委員会等で総合的に決めてもいいのではないか。
- ✓ 救急医療や災害対応は経済安全保障上極めて重要な要素であるが、これらには地域性が大きく影響する。医療過疎地域、北海道や沖縄など地理的条件によって脆弱な要素を持つ地域について、迅速な対応が求められる。
- ✓ 当事者やベンダーの負担等を考えると、行政の関わり方も含め、計画性と予見可能性を関係者に明確に示すことが重要。可能な限り時間軸を明確にするなど、配慮が不可欠。

### ○医療機関・支払基金の特定重要設備について

- ✓ 特定重要設備を選定に関して、患者の命は最も重要だが、社会的混乱についても視野を広げて考慮する必要。過去、大阪急性期総合医療センターでも電子カルテで混乱が生じたので、電子カルテシステムにも配慮してほしい。
- ✓ 医療DXについては各病院でベンダーも異なり、かつ、病院の人材等も不足。特定重要設備の指定に当たっては、ベンダーの意見もよく聞いていただきたい。

### ○医療機関の経営状況に関するもの

- ✓ 病院の経営基盤が脆弱であることを踏まえると、国からも様々な支援の検討を期待。
- ✓ 事務作業が多くなると思うので、特定機能病院でまずは対応していただくことが適切と思う。また、多くの病院が経営的にかなり苦しい状況にあるので、経済的に対応できるか、過度の負担にならないか、確認いただきたい。

## **2．基幹インフラ役務の安定提供**

### **②手続に係る運用改善**

## 背景・対応の必要性

- 法第53条において、特定社会基盤事業者の予見可能性の観点から、事業者が新たに指定されてから6月間は届出義務が免除される規定となっているが、現行の規定は以下の2点について課題が挙げられる。
  - 6月間の経過措置期間中は事業者への届出義務規定そのものが適用されず、経過措置期間の満了直後に予定している導入等について速やかに届出を行うことができないことに起因して、手続上の負担や支障が生じている。
  - 現在の規定では、事業承継のように事業者の予見可能性が確保されている場合にも、例外なく経過措置が適用されることとなっている。
- このため、①②いずれについても、見直しを行う必要がある。

## 対応案

### <法改正>

- 上記課題を踏まえ、以下のとおり法第53条を改正し、経過措置規定の見直しを行う。
  - 指定後6月以降に行う導入又は重要維持管理等の委託については、指定直後から届出を行うことを可能とする。
    - ※ 第2項、第3項（省令改正により新たに特定重要設備や重要維持管理等が追加された場合）も同様に改正
    - ※ 届出義務の対象範囲を拡大するものではない（改正後も指定後6月以降に行う導入又は重要維持管理等の委託が届出対象）
  - 事業承継等により事業者が指定された場合には、当該事業者に対して経過措置規定を適用しないこととする。

## (参考) 現行の経済安保推進法の規定

第53条 前条第一項の規定は、特定社会基盤事業者が第五十条第一項の規定による指定を受けた日から六月間は、当該指定に係る特定社会基盤事業の用に供される特定重要設備の導入及び重要維持管理等の委託に関する限り、適用しない。

2 前条第一項の規定は、第五十条第一項の特定重要設備を定める主務省令の改正により新たに特定重要設備となった設備、機器、装置又はプログラムについては、当該設備、機器、装置又はプログラムが特定重要設備となった日から六月間は、適用しない。

3 前条第一項の規定は、同項の重要維持管理等を定める主務省令の改正により新たに重要維持管理等となった維持管理又は操作については、当該維持管理又は操作が重要維持管理等となった日から六月間は、適用しない。

### <想定する事例のイメージ（①の場合）>



現行の届出や審査できる期間  
(短期間での対応が必要)

改正後は、経過措置期間中も届出や審査を行うことが可能となるため、事業者・府省庁ともに余裕を持った対応が可能に

# 基幹インフラ制度に係る運用改善 ②届出が必要な場合の明確化

## 背景・対応の必要性

- 法第52条において、特定社会基盤事業者が他の事業者から特定重要設備を導入する場合には、あらかじめ導入等計画書を届け出ることとされている一方、当該特定重要設備の供給者が特定社会基盤事業者自身やその子会社等である場合には、特定妨害行為のおそれが大きいとはいえないとして届出義務が免除される規定となっている。
  - 一方、そのような場合であっても、当該特定重要設備の構成設備（サーバー、OS等）をそれらの者以外の者が供給しているケースでは、必ずしも特定妨害行為のおそれが小さいとは言えない。しかし、現行法第52条の規定では、こうしたケースも一律に届出の対象外とする規定となっているため、届出が行われていない可能性がある。
- (※) 事業所管省庁と事業者との協議により、構成設備を供給する複数の者を「特定重要設備の機能を充足した者＝特定重要設備の供給者」として捉え、届出対象とするケースもあるが、事業者からは、こうした解釈・運用は契約実態等とそぐわない（例えば、特定重要設備の供給者としてのリスク管理措置が求められる）ため適正化を図るべきとの要望もある。
- このため、特定社会基盤事業者自身やその子会社等が供給する特定重要設備を導入する場合であっても、他の事業者が供給する構成設備を用いる場合は、特定妨害行為のおそれが大きいかどうかを確認する必要がある。

## 対応案

### <法改正>

- 法第52条を改正し、特定社会基盤事業者自身やその子会社等が供給する特定重要設備を導入する場合であっても、他の事業者が供給する構成設備を用いる場合は、届出義務の対象である旨を明確化する。

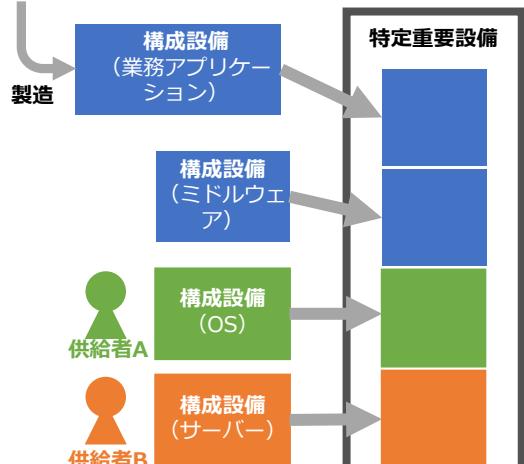
## (参考) 現行の経済安保推進法の規定

第52条 特定社会基盤事業者は、他の事業者から特定重要設備の導入を行う場合（当該特定社会基盤事業者と実質的に同一と認められる者その他の政令で定める者が供給する特定重要設備の導入を行う場合（当該特定重要設備に当該政令で定める者以外の者が供給する特定重要設備が組み込まれている場合を除く。）を除く。）には、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該特定重要設備の導入に関する計画書（以下この章において「導入等計画書」という。）を作成しこれを主務大臣に届け出なければならない。（以下略）

### <想定する事例のイメージ>

#### 特定社会基盤事業者 = 特定重要設備の供給者 X

業務アプリケーション等の構成設備の供給者であり、特定重要設備の供給者



# 基幹インフラ制度に係る運用改善 ③早期・適切な事前相談の徹底

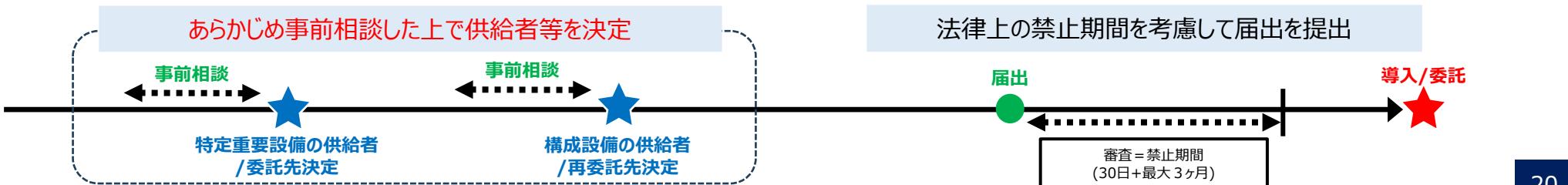
## 背景・対応の必要性

- 法第52条において、特定重要設備の導入等を行う場合は「あらかじめ」導入等計画書を届け出こととなっているが、特に大規模なシステムの開発や更改を行い導入するケースでは、届出の時点で既に機器の購入や設置がなされていることが多い。  
(注) 基本指針において、特定重要設備の導入の時期とは、「特定重要設備の導入に関する一連の行為（設計、開発、組立て、設置等）が完了し、役務の提供の用に供する時点」をいうとされている。
- こうした段階で、特定妨害行為のおそれが大きいとして設備の交換や供給者等の変更といった対応を講じようとした場合、既に行われた設備投資に係る損害が生ずるのみならず、契約の解除等の対応や設備導入の遅れによる特定社会基盤役務の提供の支障が生ずる等の事態が生じることも考えられるため、届出以前の早い段階から国と事業者が意思疎通を図り、リスクを把握した上で柔軟な対応を取ることが国・事業者双方にとって望ましい。

## 対応の方向性 <基本指針>

- 事業者の経済活動に多大な支障を生じる可能性を低減しつつ、同時に審査の実効性を確保する観点から、届出以前の早期・適切な時期から事前相談が行われることを徹底するため、基本指針で考え方を明示し運用改善を図る。
- 具体的には、基本指針（第5章第2節「特定社会基盤事業者等に対する事前相談の実施」）において、以下のような考え方を記載する。
  - 特定社会基盤事業者は、特定重要設備及び構成設備の供給者又は重要維持管理等の委託先及び再委託先を決定しようとする時といった適切な時期に事業所管大臣へ事前相談を行う。国は、かかる時期に事前相談を行うよう事業者に周知する。
  - 事前相談の適切な時期については、事業者の経済活動に多大な支障を生じる可能性を低減しつつ、審査の実効性を確保する観点から、事業ごとの特性等も踏まえ、技術的な解説の公表等により国があらかじめ考え方を示す。

## <運用改善のイメージ>



## 背景・対応の必要性

- 基幹インフラ制度の運用開始（令和6年5月17日）から約1年半を経て、これまでに制度運用に関して事業者から頂いた御意見や運用上の課題等を踏まえ、具体的な届出事項や手続等を定める省令や、制度について国の考え方を示す基本指針や技術的解説等についても、法改正と併せて運用改善に向けた見直しが必要。

## 対応の方向性

## &lt;省令等&gt;

- 基幹インフラ制度の運用改善に向けて、具体的には、以下のような点について省令等の改正を検討中

## ○議決権保有割合の確認日の緩和

届出事項である議決権保有割合について、現行省令では届出の日の2月以内に確認したものを記載することとしているが、商慣習の実態等を踏まえて、届出の日の6月以内に確認したものとする省令改正を検討。

## ○導入等計画書及び証跡書類の提出等に係る事務負担の軽減

届出様式の作成や届出に添付する証跡書類の提出等について、事務負担が大きいとの意見が多数あるところ、証跡書類の一部省略や届出のシステム化等の可能性を含めて、事業者の事務負担軽減につながる方策を検討。

## ○届出事項の変更に係る類型の再整理

届け出た導入等計画書に係る特定重要設備について記載事項を変更する場合の取扱いとしては、

①変更前に届出が必要な「重要な変更」、②変更後に報告が必要な変更、③届出・報告不要な「軽微な変更」の3つの類型があり、該当する変更項目を省令で定めているが、事業者の事務負担と審査の実効性とのバランスを考慮し、変更項目の類型を見直す省令改正を検討。

## &lt;例&gt;

- 供給者を新たに追加する場合は、従前の変更類型によらず全項目を「重要な変更」として事前審査の対象とする（実効性確保）
- 導入に携わる者に係る記載事項の変更は全て「重要な変更」となっているが、これを供給者と同様の変更類型に統一する（負担軽減）

## ○その他の見直し（解釈の明確化など）

現行の基本指針、技術的解説、リスク管理措置の記載等について、これまでの運用状況や問合せの実績等を踏まえ、解釈をより明確にすべき点や、具体例を含めて解説の充実を図るべき点がないか等の観点で見直しを検討。

- (1) 制度の運用開始からおよそ1年半が経過し、これまでの運用において明らかになった課題や事業者の御意見等を踏まえた改善策を検討しているところ、法改正を検討している事項（以下①②）に関して、その必要性や運用に当たっての留意点等について、御意見を頂きたい。
- ① 新規指定時の経過措置規定の見直し
  - ② 届出が必要な場合の明確化
- (2) 本制度は法律のみならず、基本的な考え方を示した基本指針や省令等の下位法令と一体となって運用が成立しているところ、法改正と併せて検討している運用改善の方向性についても、御意見を頂きたい。

## 基幹インフラ制度の運用改善

### ○総論

- ✓ 法改正・基本指針・省令等に係る基幹インフラ制度の運用改善の方向性について、賛成。
- ✓ 定期的に制度を見直し、不具合を改善していくことは重要であり、しっかり進めてほしい。
- ✓ 手続面の改善や解釈の明確化を行う方向であり、実際に運用に関わる立場からも、賛成。是非着実に進めてほしい。

### ○早期・適切な事前相談の徹底について

- ✓ 官民の意思疎通や信頼醸成を図る趣旨から、取組の方向性に賛成。
- ✓ 取組の趣旨には賛同するが、基本指針に記載する文章は、事前相談が必須であるとの誤解を招かないよう、より柔軟な表現でもよいのではないか。
- ✓ 場合によっては国から事業者へ能動的にヒアリングを行うなど、運用において工夫する余地があるのではないか。

### ○省令等の見直しについて

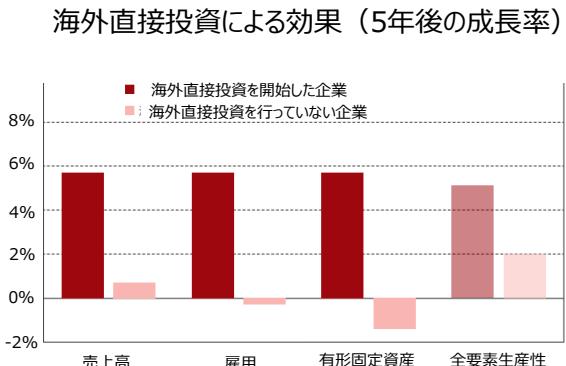
- ✓ 基本指針や省令等の改正も、官民の協力を具体的にやりやすくしていくものであり、賛成。
- ✓ 手続面の事務負担軽減や議決権保有割合の確認時期の緩和等は、経済界からも要望がある事項であり、是非この方向性で進めてほしい。

### **3．重要な海外事業の展開支援**

## これまでの主な議論等

- 多くの資源を国外に依存し、日本企業の工場・研究所が海外にも立地する現状において、グローバル・サウス諸国等と協働し、経済安全保障上重要な海外事業を実施していくことが必要。
- 経済安全保障上重要な海外事業を政府が主体性を持って展開するツールを持つことが重要。
- 資金面では補助金以外のインセンティブを与える手段もあるのではないか。また、海外事業においては政府がサポートしていること自体による効果も大きいなど資金面以外での支援も重要。
- 海外事業支援を通じた国内裨益についても考慮することが重要。

### (参考) 海外直接投資による効果（5年後の成長率）、グローバル企業の海外生産比率の上昇による影響



・製造業の海外直接投資開始企業について見ると、売上高、雇用者数、資本ストック額の5年後の変化率が、海外直接投資を開始しなかった企業と比較して大きいことが示唆された。

・グローバル企業の海外生産比率の上昇は、グローバル企業の海外現地法人がその国内事業所の周辺地域に立地する事業所からの調達の増加を通じて、国内の地域の輸出を増加させている可能性があることが示唆された。

出典：通商白書2023（経済産業省）

## 考えられる方向性

- 推進法において、経済安全保障上重要な海外事業を支援するための新たな制度を創設する。

## 【対象事業】

- ① 海外事業における経済安全保障上の重要性はどのように判断するのか。  
(例：指針等で基本的な考え方を提示、財政当局及び外交当局を含む関係省庁との連携など)
- ② 支援対象とすべき「経済安全保障上重要な海外事業」としてどのようなものが想定されるか。  
(例：国際的な輸送網の強靭化、国際的な連携の強化、我が国の重要技術の海外展開など)  
(例：国際環境の変化を踏まえた経済安全保障上の重要性・範囲をどのように設定するか)

## 【支援内容】

- ③ 海外事業の実施段階を支援する場合、リスクの程度を考慮した上で、どのような支援が望ましいか。  
(例：民間からの出融資の呼び水となる機能を持たせるためには、一層強力なリスクテイクが必要など)
- ④ 国は、資金面以外に、どのような支援ができるか。  
(例：海外事業の展開に関する知見や助言等の提供、現地の最新の情報の提供など)

## 【モニタリング】

- ⑤ 海外事業を効果的にフォローアップするためにはどのような点を考慮すべきか。  
(例：海外展開に関する業務を行っており、知見を有する主体によるモニタリングをすべきなど)

## 【制度イメージ】

- ①重要な海外事業の計画を作成



事業者

- ②計画申請



主務大臣

- ④計画認定・支援措置

- ③計画内容の審査

## 経済安全保障上重要な海外事業の展開

- ✓ 経済安全保障上重要な海外事業の展開について、対応の方向性に賛同（複数の委員から同旨のコメントあり）。
- ✓ 海外事業に対する支援は、経済安全保障上のリスク低減にもプラスであり、この方向で検討すべき。
- ✓ 安全保障環境の変化に伴い様々な状況が想定されるため、現時点で対象事業を絞り込むことは困難であり、推進法で目指す「経済施策を通じた安全保障の確保」につながるものは広く対象とできるようにすべき。そのうえで、新しい地政学的リスクや国際事業展開リスクの認識・判断について、国と民間企業間での連携が重要。
- ✓ 自律性の観点だけでなく、優位性・不可欠性の観点からも支援ができるよう検討すべき。
- ✓ 事業実施主体にも様々な形態が想定されるため、主体要件はなるべく広めにとり、様々な主体が日本の経済安全保障に貢献できる制度とすべき。

## **4. 調査研究の推進・官民連携**

### **①指定基金に関する規定の整備**

# 今後の重要技術育成に係る制度の在り方について

- 推進法成立後の状況の変化を踏まえ、今後の特定重要技術育成に係る制度はどうあるべきか。
- 指定基金を活用した特定重要技術の育成について、多様な主体の参画が重要だが、どのように対応すべきか。

## 公募型研究開発に係る基金の種別

	設置法人	
	研究開発独立行政法人	その他の法人
基金の属性		
特定重要技術の研究開発等を目的とするもの	現行法で指定可能	現行法で指定不可
特定重要技術の研究開発等とそれ以外の研究開発等が混在するもの		

※ 指定基金としての指定に当たっては、設置法人を所管する府省庁との協議が必要。

## 指定基金の指定の見直しの方向性

- ✓ 現行法では、指定基金として指定できる対象法人がNEDOやJSTなどの5法人に制限されているが、様々な技術領域で研究開発支援に強みを持つ法人は他にもあることから、様々な研究開発独立行政法人やその他の形態の法人に設置された基金も指定基金として指定できるようにすべき。
- ✓ 指定基金を活用した特定重要技術の育成について、多様な主体の参加が重要。指定基金の設置法人について、国立研究開発法人などから広げていくことが望ましい。
- ✓ 主務大臣が指定基金協議会を実施する観点から、対象法人は、主務大臣が明確な法人に限定することが適切ではないか。
- ✓ 基金の属性について、今後は基金全体の目的が特定重要技術の研究開発等となっていない場合でも、その基金の一部で特定重要技術の研究開発等が実施される場合は、指定基金協議会の枠組を活用できるようにすべき。
- ✓ 指定基金として指定できる対象を広げることはよいこと。FAの多様化はよいが、逆に限られた資源が広く薄く配分されることには留意することが必要。
- ✓ 今後の発展性、実効性を考えると中小企業やスタートアップが研究開発に参加できることが重要。
- ✓ どの分野のどの技術を研究開発支援の対象とするかをよく吟味することが必要。その時々で必要なプレーヤーは変わってくるため、法律上、多様な主体を巻き込むようにしておくことが重要。

## **4. 調査研究の推進・官民連携**

### **②総合的な経済安全保障シンクタンク**

- 経済安全保障については、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境の下で、経済的手段を通じた様々な脅威が高まっている中、適切な政策立案のためには、平時からの継続的な分析を基礎としつつ、状況に応じた機動的かつ専門的な調査研究を行うことが必要。
- 政府内部による調査研究には定員の制約等による専門人材確保の困難さ、民間シンクタンク等の外部委託による調査研究には政策現場との継続的な議論の難しさという課題が存在。
- ①自律的でありつつ政府の要請にも対応可能なガバナンスを備え、継続的な運営が可能な独立行政法人の1つであり、②経済安全保障分野に近接する分野での調査研究の蓄積及び③産業界との交流やアカデミアとの人的ネットワークを有する主体として、独立行政法人経済産業研究所(RIETI)内にシンクタンク機能を設置してはどうか。
- 各府省の所管する幅広い政策要請に応えるため、シンクタンク機能はどのような組織体制やガバナンスを備えるべきか。

## ①政府の要請に対応

- RIETIは、行政機関からの一定程度の独立性を有し、中長期的な戦略的視点を持った政策研究機関として2001年に発足。
- 2022年4月にRIETIはEBPM（証拠に基づく政策立案）センターを設置。官民連携で実施する大規模プロジェクトに対し、政策効果分析に必要な基本構想と具体的な検証方法等を政策当局に伴走型で提案。



## ②調査研究の蓄積

- RIETIは貿易投資と経済安全保障の関係に関する研究やサプライチェーンの脆弱性についての研究等、経済安全保障に関して専門的な知見を蓄積している。



## ③ネットワーク

- RIETIは経済安全保障に関して専門的な知見とネットワークを有する。
  - 「Trusted Thinktank Network 戰略対話\*」の事務局。
  - 「経済安全保障グローバルフォーラム・ウィークス」等においてシンポジウム等を複数主催。

\*政府と関係独立行政法人及び民間シンクタンク等による対話の場。



独立行政法人経済産業研究所  
Research Institute of Economy, Trade and Industry

- シンクタンクが行う調査研究・政策提言テーマとして、業種横断的で専門性を要するサプライチェーン分析や、所管省庁の異なるインフラ同士の相互依存関係を意識したリスクシナリオ作成、安全保障や地政学的な関心を背景とした国内外の先端的な技術動向の把握・分析などが考えられるのではないか。
- 上記のような分析を行う上では、政府が保有する機微な情報（なにを「脅威」とみなすか等）を共有することで、より政策に直結する、実りのある調査研究となるのではないか。

## 想定される調査研究・政策提言テーマ（案）

サプライチェーン

二国間の輸出入における依存度の分析のみならず、海上輸送リスクや、輸出規制等の事象を想定した際の代替行動までも織り込んだ、多国間におけるサプライチェーンの強靭性についての分析等、高度な専門性を必要とする調査研究を行う。

インフラ

リスク点検

幅広いインフラ産業等に係る経済安全保障上のリスクについて、新興リスクも含め、発生可能性や影響度等を分析・評価。優先的に対処すべきリスクを特定し、インフラ間の相互依存性も意識しつつ、想定されるシナリオを作成。企業や自治体等の自主的取組・意識醸成を図るためのTTX（机上演習）にも活用する。

技術

安全保障や地政学的な関心を背景とした国内外の先端的な技術動向の把握・分析を行う。また、この分析結果について、他機関の成果も取り込みつつ、実効性のある政策提言につなげる。あわせて、こうした地政学も加味した技術動向に関する情報発信を行い、企業の理解促進につなげる。

# 第1回推進法改正に関する検討会合 議事のポイント

## ①調査研究領域の拡大と総合的なシンクタンクの必要性

- ✓ 経済安全保障をめぐる政策形成においては、技術分野に特化した既存組織に加え、より幅広い視点から知的資源を統合できる総合的なシンクタンクの確立が望まれる。
- ✓ RIETI内にシンクタンクを創設することに賛成。各府省の所管する幅広い政策要請に応えるため、RIETI内である程度独立した組織体制やガバナンスを備えるべき。オールジャパンで活動できるよう法的な規定ぶりの工夫も必要。
- ✓ 人材も限られている中、将来的には、現在CSTIを中心に設立準備中のシンクタンクとの一本化を目指すべき。

## ②調査研究の内容、各府省のインハウスや他の取組との役割分担

- ✓ 各府省のインハウス分析に対し、必要に応じてアドバイスや伴走をする等、府省横断的な機能を果たすのが望ましい。
- ✓ 分析対象のサプライチェーンやインフラ等の異なる領域で壁を設けず、プログラムマネージャー（PM）等を置き、相互の領域の相乗効果を発揮させるべき。また、そうしたPMに若手を配置するなどして、人材育成にも十分配慮すべき。
- ✓ 技術分野については、JST CRDSやNEDO TSC、重要技術戦略研究所等の様々な主体の研究成果を経済安全保障の視点で結集・統合することで、自律性・不可欠性の双方の観点から政策提言につなげる役割を担えるのではないか。
- ✓ 経済産業研究所を一つの出発点として、各省庁の研究所・研究機関の関係者も、様々なプロジェクトベースで関わっていくという形で進めていくことが大変重要。
- ✓ シンクタンクでは、より多元的な分析調査と政策立案のシミュレーションを伴う調査研究を行うべき。

## ③シンクタンクに求められる環境整備

- ✓ 国際競争力を有する研究シンクタンクとして機能させ、産業界からも人員の協力を得るために、国際的整合性の観点も含め、適切な給与水準・待遇が不可欠。また、やりがいとして、大々的なフォーラムを主催するなどして、そのシンクタンクにいることが尊れになるということが大事。
- ✓ 専門的な知見を有する人材と、マネジメント人材の両方のレイヤーで人材をどのように充実していくかが大事。
- ✓ シンクタンクの非常に重要なところは、海外との機微情報の交換。海外から信頼を得るため、セキュリティ・クリアランス、ファシリティ・クリアランスなど、様々なことが必要。非常勤という勤務形態にも対応した守秘義務のかけ方を、法改正も含めて作っていくことが必要。

## **4. 調査研究の推進・官民連携**

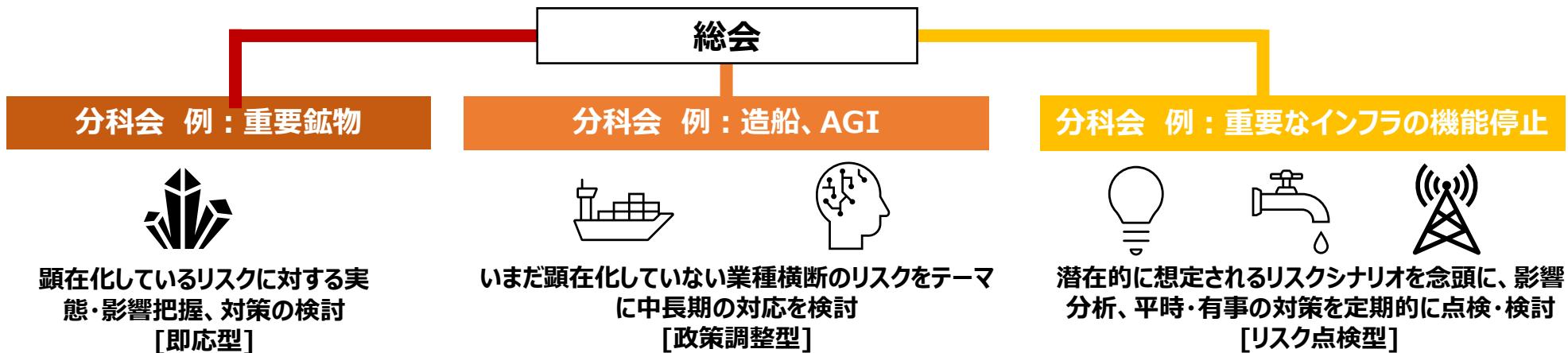
### **③官民協議会**

- 政府のみならず民間企業等も主要な主体であることから、官民が一体となり、サプライチェーンに係るリスク分析など、**経済安全保障に係る諸課題に対応すべく、情報共有や対策の協議を行える場を構築することが必要。**
- **情勢やニーズ等を踏まえ、関係省庁・企業・専門家などが参加するテーマ別分科会を設置し、機動的な官民協議会の運営を図る。**

## 官民協議会の運営 方向性

- 官民が一体となり経済安全保障に係る意見交換を行うため、サプライチェーン、インフラ・リスク点検、技術において、諸課題に取り組む上で必要な情報の共有を行う。また、情報の機密性を確保し、官民で適切な情報共有を行うため、構成員に守秘義務を課すなどの仕組みを構築する。
- 重要鉱物の供給制限対応や重要なインフラ産業等のリスク点検などテーマに応じて、官民協議会の議論を機動的かつ実効的なものとするため、情報管理に係る適切なルール形成を行う。
- 官民協議会の運営に当たっては、総合的なシンクタンクの調査研究結果を活用する。

## 協議会で議論するテーマ（イメージ・例）



## ①官民協議会の有用性の拡大

- ✓ シンクタンクだけでは集約しきれない、より広範囲な政府外部の意見を補うためにも、シンクタンクをハブとし多くの外部ステークホルダーを巻き込んだ国家戦略の官民協議会を構築することが必須。産業界、研究機関等のステークホルダーそれぞれが内部の情報を持ち寄り、シナリオベースの政策提言をシンクタンクに提供する構造を作ることが必要。
- ✓ 政府保有の脅威認識や、サプライチェーンなどに関する機微な情報を、国家公務員と同等の守秘義務を課し、一定の情報保全の下で共有する枠組は、セキュリティ・クリアランス制度を補完するものとして有効。

## ②官民協議会の運営

- ✓ 経済安全保障関係の措置の実効性を保つために、官民協議会は非常に重要。運営に当たっては、中小ベンチャーも含めた企業等の関係者に対してしっかりアウトリーチして、企業側の負担や企業側のメリットについても勘案しながら、できるだけ実効性のある形で関わってもらうことが重要。また、官民協議会の内側の参加者のみならず外側においても、引き続き企業の声を聞きながら、適切に反映していくことが必要。
- ✓ 縦割りの分科会活動の中で議論がとどまってしまうないようにしていただきたい。総合的なシンクタンクが行う調査研究に基づき、それぞれの分科会が、相互にやりとりを行い議論を深めていくけるような位置付けであることを期待。
- ✓ 総合的なシンクタンクによる調査結果等も含めた情報を集約し機微な情報を扱うのであれば、研究開発推進における官民協議会の役割も重要。総合的なシンクタンクの情報を基に研究開発を行うこともあり得るのであれば、例えば、K Programの協議会等とも互いに連携することが望ましい。

## ③情報の取扱い等

- ✓ 機微な情報が共有され得るので、国家公務員並みの守秘義務がかかり得ることは理解。一方、その事実をしっかりと理解した上で参加の判断ができるよう丁寧な説明が必要。また、守秘義務の対象となる情報の範囲は区別し、明確にすることが必要。
- ✓ 企業が独禁法への抵触を過度に懸念する結果、官民協議会への参加をためらうということがないようにするべき。独禁法リスクゼロの情報しか交換できないと、官民協議会の本来の趣旨に適合しなくなることを懸念。

## 5. データセキュリティ

- 「国家及び国民の安全」を確保する観点から、例えば個人に関する機微なデータや基幹インフラ役務の安定的な提供に必要なデータは、下記の観点から安全保障上重要なデータとして挙げられるのではないか。

### (1) 個人に関する機微なデータ

- ✓ 個人に関する機微なデータ（例えば一定量以上のゲノムデータ、位置情報、生体認証情報、金融情報、医療情報等）が外部に漏えいした場合、特定の個人に対する影響力行使等に利用されるリスクがあるのではないか。
- ✓ 外部への情報漏えい等を生じさせる行為として、例えば、データ提供、データの保存・処理を行う情報システムの契約、ゲノムデータの解析依頼等が考えられるのではないか。
- ✓ ゲノムデータ、位置情報、生体認証情報、金融情報、医療情報を取り扱う事業者は、スタートアップ企業を含め、様々な事業者が想定されるところ、民間企業等による自由なデータ流通や経済活動への影響を踏まえ、事業者の負担が少なく、実効性のある措置を検討すべきでないか。

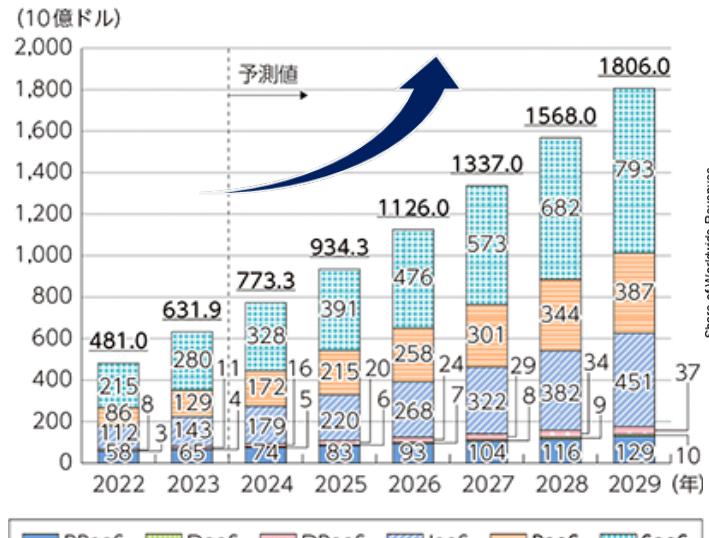


### (2) 基幹インフラ役務の安定的な提供に必要なデータ

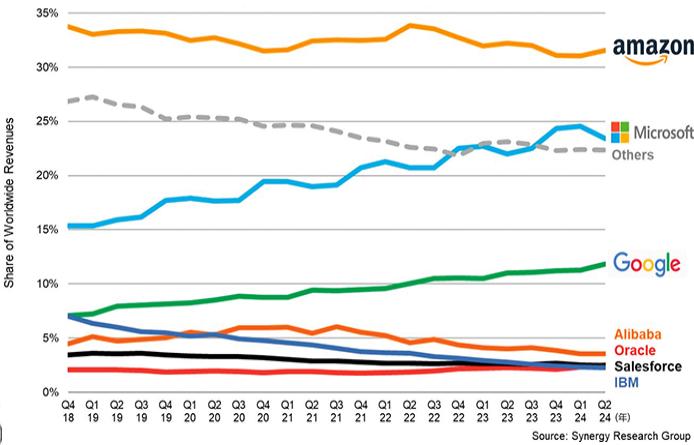
- ✓ 基幹インフラ役務の安定的な提供に必要なデータ（例：特定重要設備を稼働させるために必要なデータ）が外部から改ざん・滅失等の行為を受けた場合、基幹インフラ役務の安定的な提供に支障が生じ、国家・国民の安全を損なう事態が生じるおそれがある。
- ✓ 当該データについては、既存の基幹インフラ制度を通じて防護できるよう、その運用改善を検討すべきでないか。

- ✓ データセンター・クラウドサービスは、デジタル時代の社会・経済活動を支えるインフラであり、安全保障上重要なデータを始めとする大量のデータの処理・保存先となっている。
- ✓ 経済安全保障の観点から、我が国の外部から行われる行為からデータセンター・クラウドサービスを防護するための措置を設けることが必要ではないか。
- ✓ 具体的には、データセンター・クラウドサービス上で取り扱われる情報の漏えいや滅失を防ぐための措置や、データセンター・クラウド事業者を通じて、日本国内のデータセンターの設置状況等を把握するための措置が必要ではないか。

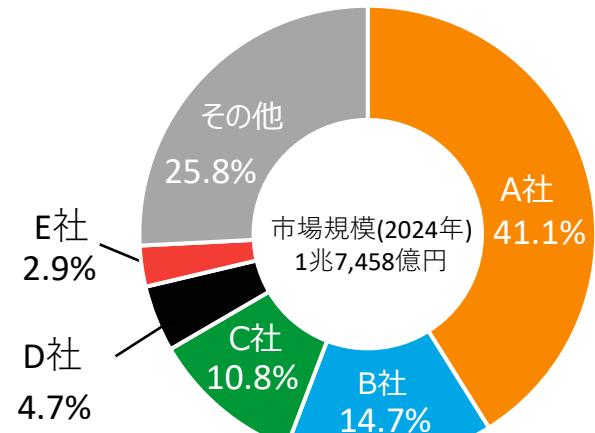
## クラウドサービス市場規模の推移及び予測



## 世界のクラウドサービス市場のシェアの推移



## 日本のクラウドサービス市場のシェア



(出典) 総務省「令和7年版 情報通信白書」、Synergy「Cloud Market Growth Stays Strong in Q2 While Amazon, Google and Oracle Nudge Higher」

(出典) 「2025 クラウドコンピューティングの現状と将来展望《市場編》」  
((株)富士キメラ総研)における2024年の市場占有率実績を基に作成

## ①総論

- ✓ データセキュリティの検討を進めることは賛成。民間保有データを守ることは安全保障上重要。
- ✓ 検討を進める際は、国際約束との整合性に留意すべき。
- ✓ 国が相手となることもあり、サイバーインテリジェンスを高めることが重要。サイバーセキュリティ全体の戦略も踏まえて検討すべき。
- ✓ サイバー空間における規律管轄権が及ぶか整理されていないため、法律に定めることにより規律管轄権が及ぶようにしてほしい。
- ✓ 事業者の関心が高いため、事業者の声を聴きながら慎重に進めてほしい。
- ✓ 事業者負担は慎重に考える必要があるが、安全保障は国の責任であり、民間保有データの保護の在り方について国が責任をもって対処すべき。国家として必要なことがあれば事業者に協力をお願いすることも必要。
- ✓ 何からデータを守るのか意識すべき。国家だけでなく、非国家主体からの情報窃取も意識することが必要。
- ✓ データセキュリティ制度の目的を明確にした上で議論すべき。
- ✓ 現場で対応可能な、我が国の環境にあった制度とすべき。

## ②安全保障上重要なデータの防護

### ○総論

- ✓ 経済安全保障と個人情報保護は趣旨・目的が異なるため、個人情報保護法とは異なる観点から考える必要がある。
- ✓ 安全保障上重要なデータに対して、どういったアプローチで対応しようとしているか分からぬ。規制対象が広くなりすぎるのでないか。個別法との関係を整理すべき。

### ○対象情報について

- ✓ 例示されている経済安全保障上重要なデータについて、広く同意が得られるのではないか。
- ✓ ゲノムデータや健康データを対象とすることは重要。他方、こうしたデータを活用する者が使いやすい形とすべき。
- ✓ ゲノムデータが我が国の外部に漏えいしている事例があることは由々しき問題。
- ✓ 対象データの観点がクラシックすぎるのではないか。データの概念が変わってきており、AIの観点からデータを見ることが重要。AIにとって重要なデータはこれまでのデータとは異なる。古いデータを対象としても仕方がない。AIの専門家にこれからのデータの在り方を聞くべき。
- ✓ 製造業におけるデータの蓄積と保護が重要。ノウハウとされてきた重要な事柄がデータ化され、再現されやすくなっている。

### ○事業者負担について

- ✓ 規律の検討においては費用対効果を分析すべき。大量のゲノムデータを保存し、利活用を進めている大学等の機関に対して、「重要なデータ防護」という別のミッションを与えることに留意が必要であり、財政的・制度的支援も検討するなど、現場のインセンティブ構造を理解した運用可能な仕組みとすべき。
- ✓ 事業者負担を考え、諸外国の制度も参考に情報の機微度に応じた閾値の設定を検討すべきではないか。

### ○基幹インフラ制度の運用改善について

- ✓ 基幹インフラはクラウドに移行しており、クラウド内データの保護と運用改善を検討することが重要。
- ✓ 基幹インフラ役務の安定的な提供に必要なデータについては、基幹インフラ制度において対応すればよい。
- ✓ 基幹インフラ事業者は特定重要設備の導入等に係る事前届出を行っており、今後はサイバー対処能力強化法への対応でも負担が増える可能性がある。経済安全保障施策全体として、事業者の負荷と規制の実効性のバランスを取りながら検討すべき。

## ③データセンター・クラウド規律

### ○規律内容について

- ✓ 事業活動を阻害しないよう、施策のターゲット（目的）を明確にした上で必要な規律を検討すべき。
- ✓ あらゆるデータが端末ではなくクラウド側で処理されるようになる。クラウドサービスの提供に必要となる設備のベンダー等のサプライチェーンリスク対策を求めることも検討すべき。
- ✓ クラウド事業者は既に多くの国際標準等に適合している実態を踏まえ、過剰な規制にならないようにすべき。
- ✓ 外資系クラウドサービスの実態を把握した上で規律を検討すべき。
- ✓ データセンター・クラウド規律の在り方は、今後上昇が見込まれる電力インフラのコストを踏まえた上で検討すべき。